

新潟小学校 いじめ防止基本方針

1 「いじめ」に対する基本理念

いじめは、どの児童にも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、児童が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校・保護者・地域との信頼関係を構築し、いじめのない学校づくりに向けて、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に全教職員で取り組んでいく。

そして、すべての児童が、いじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように、いじめは絶対に許されない人権侵害であることを児童にしっかりと認識させるとともに、自己有用感や所属感を感じられるような学級生活づくりを進め、お互いのよさや個性・価値観の違いを認め合い、自己や他者を尊重する豊かな心を育む教育活動を推進する。

2 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

＜いじめ防止対策推進法第二条＞

3 「いじめ」の積極的認知

(1) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりすることがある。いじめを見逃さず、迅速な対応を行うために、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めていく。また、何気ない冷やかしたり悪ふざけが、深刻ないじめに発展していく可能性があることに注意を払い、たとえ些細な兆候であってもいじめにつながるのではないかと疑いを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。早い段階から複数の教職員で的確に関わり、解決を図っていく。

(2) いじめへの対処

いじめがあることを認知した場合は、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保した上で、いじめたとされる児童に対して事情を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行う。いじめの問題に対し、地域や家庭と連携した対策を推進したり、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関等）と適切な連携を図ったりする。

4 「いじめ」に対する未然防止

児童一人一人が認められ、いじめを生まない人間関係・学校風土をつくる。

- いじめを決して許さない心を育てる。
- 自他の生命を大切にすることを育てる。
- 人の痛みを感じる心を育てる。
- 個性の違いを認める心を育てる。
- 自己有用感を高め、自尊感情を育む。
- 規範意識を高める。



(1) 学級・学校内での生徒指導的配慮

「教職員の姿勢」

- ・すべての児童を加害者にも被害者にもさせない。すべての児童がかけがえのない存在であることを認識する。
- ・呼び捨てにしたり、あだ名で読んだりするなど、教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている児童や、周りで見えていたり、はやし立てたりする児童を容認する行為であり、いじめを深刻化させることを十分理解する。
- ・いじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとっては多大な勇気を要するものであることを理解する。
- ・いじめはいかなる理由があっても絶対に許されないという姿勢で接し、児童の人権感覚を育む。日常の学校生活の場で生じるいろいろな問題について学級全体で話し合い、一人一人の児童が正しく判断し自己実現ができるように支援する。
- ・日頃から児童同士の関係や動向を注意深く見守り、わずかな変化も気に留め、声を掛ける。児童と向き合い触れ合う時間を大切にする。
- ・「分かる授業・できる授業」の実践に努め、児童の考えを認めたり、支援したりして、自己に対する自信がもてるように配慮する。

「いじめの未然防止のための行事や取組み」

- ・いじめ未然防止に向けて児童が主体的に取り組む「いじめ見逃しゼロ集会」、いじめについて考えを深める「いじめ未然防止に向けた教育プログラム」の実施を通して、自分たちの学校からいじめをなくそうという意識を高められるようにする。
- ・学級では、ペアやグループなど集団で助け合って活動する場やお互いに認め合う場を多く設定し、温かい雰囲気を醸成する。
- ・異学年児童のつながりや理解を深める縦割り班(たんぽぽ班)活動やペア学年での活動を実施し、上学年をリーダーとした仲間づくりを促進させる。
- ・児童のがんばりやよい行いに積極的に目を向け、職員が積極的にカードを書いて渡したり温かい言葉掛けをしたりして、児童の自己有用感を高める。(たんぽぽにこにこカード)

「児童理解」

- ・発達障がいを含む、障がいのある児童が関わるいじめについては、教職員が個々の児童の障がいの特性への理解を深め、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有に努める。
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童は、言語や文化の差から、学校での学びに困難を抱える場面も多いことに留意する。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に関するいじめを防止するため、正しい理解や配慮に努める。

(2) 「自立を促す生徒指導」の推進

以下の3つの取組により、「自律性」と「社会性」の育成を目指す。

- 児童を多面的に理解し、教師との信頼関係を築く。
- 全ての教育活動において、4つの視点を意識して指導にあたる。

〈4つの視点〉

① 〔自己存在感の実感を推進〕

自分も一人の人間として大切にされている実感をもたせる。

② 〔共感的な人間関係の育成〕

互いに認め合い、励まし合い、支え合える集団づくりを行う。

③ 〔自己決定の場の提供〕

自分の力で考えて、決めて、頑張ることができたという実感をもたせる。

④ 〔安心・安全な「居場所づくり」〕

全ての児童が安心して過ごせる、心の安定を支える学級づくりを行う。

- 全職員が当事者意識をもち、組織的に取り組む。

(3) 道徳教育の充実

- ・「いじめ未然防止に向けた教育プログラム」を用いて、いじめを題材とした道徳授業を段階的・計画的に実施し、いじめを許さない心情や生命・人権を尊重する意識を高めたり公正・公平な態度を高めたりする。そのために、授業では多面的・多角的に話し合う機会を意図的に取り入れ、自己理解と他者理解を促す。
- ・教育活動全体を通して、相手の気持ちを理解し、自分の感じ方と他人の受け止め方の違いなどに気付かせて、望ましい言葉や態度について考えさせる。

(4) インターネットを介したいじめに対する対策

- ・携帯電話やゲーム機の通信機能による誹謗中傷など、ネット上のトラブルを防ぐために、情報モラル教育を推進する。学習参観日に親子でネットの正しい利用とマナーについて理解を深める機会を設定し、ネットいじめの加害者、被害者にならないように継続的に指導する。

(5) 相談体制の確立

- ・全校の児童に対して学級担任が個別に面談を行う「教育相談」を複数回実施する。一人一人の心に寄り添い、心配な事案については速やかに対応する。
- ・教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめや悩みにつ

いて日頃から相談しやすい環境を整える。

- ・スクールカウンセラーと連携し、児童の不安や悩みに寄り添った対応を行う。

(6) 職員研修の実施

- ・外部講師を招聘して研修会を実施し、学級の支持的風土を高め、児童の人間関係力向上に生かす。
- ・いじめに関係した文書や情報の収集に努め、重要な情報は随時全職員に配付し、市教育委員会発行のいじめ対応ガイドブック等を使って、いじめに対する共通理解を図り、全教職員による協力的体制の強化を図る。

5 「いじめ」防止に関する全体計画（別紙参照）

6 「いじめ」防止、早期発見・早期対応への指導体制

(1) 校内の組織

① 『いじめ対策委員会』

- ・いじめの予防…「いじめ防止基本方針に基づく取組について協議、実行、検証」
- ・いじめ発生時…「いじめ対策委員会」

いじめやいじめにつながる事案が発生した際は、直ちにいじめ対応ミーティングを行い、問題解決に向けた具体的方策を検討し対応する。

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">・事実の確認・指導方針、内容、手順等について検討・被害児童、家庭への支援・学級、学年児童への指導・必要に応じ、教育委員会や相談センター等の関係諸機関への連携要請 | <ul style="list-style-type: none">・加害児童、家庭への指導・保護者の対応、説明、協力依頼 |
|--|--|

○構成メンバー：教頭、教務主任、生活指導主任、子ども支援、当該児童の学年主任、担任

② 『拡大いじめ対策委員会』

- ・いじめ重大事案発生時…「拡大いじめ対策委員会」

いじめの重大事案やそれにつながる事案が発生した際は、緊急会議を開き、問題解決に向けた具体的方策を検討し、組織的に対応をする。

○構成メンバー：校長、教頭、教務主任、生活指導主任、子ども支援、当該児童の学年主任、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー(他、必要に応じてメンバーを追加する)

(2) 中学校区の組織

『寄居中学校区いじめ防止連絡協議会』

中学校区の学校・保護者・地域の代表者が連携し、中学校区のいじめ防止等の取組に関する協議を通して、地域全体で子どもをいじめから守る取組の充実を図る。

※小学校・中学校区で解決が困難な場合は、専門機関への相談や指導を受ける。

7 「いじめ」の早期発見のために

いじめは、どの学校、どの児童にも起こりうることを認識し、全教職員で児童の様子を見守り、小さな変化やサインを見逃さない努力をする。

(1) 情報収集

①アンケートの定期的実施

- ・『いじめアンケート』の実施（6・11・2月）

※アンケート実施後、即日担任がチェックし、複数の教職員が確認する。児童の小さなサインを見逃さないように努め、迅速に対応する。アンケートは、児童の卒業まで保管する。

②教育相談の実施

- ・6月・11月に、「いじめアンケート」実施後に全児童との教育相談を実施する。一人一人と面談を行い、困っていることや悩みを聞き取り、きめ細かな対応を図る。（2月は、対象児童のみ）
- ・教育相談で児童から聞き取った問題事案は記録にとり、管理職に報告、複数の職員で共有、組織的に対応する。

(2) 全教職員による見取りの強化

○学級担任、入教担当者

- ・日頃からていねいに対応し、一人一人の児童を見取る。
- ・教室では誰と過ごしているか。
- ・落ち込んでいたり、急に明るくなったりしていないか。
- ・発言に対して冷やかしやはやし立てはないか。グループづくりで孤立していないか。
- ・家庭のことで気になることを言ってないか。

○養護教諭

- ・来室が急に増えたり減ったりしていないか。
- ・特定の時間・曜日に来室数が増えているか。

○清掃・クラブ・プロジェクト活動担当者

- ・いつも大変な仕事を担当していないか。分担を決める時に不自然なことはないか。
- ・失敗を責められていないか。

○学年担当以外の職員

- ・登下校時に孤立していないか。休み時間や行事の行動で気になる様子はないか。

(3) 情報共有

「職員終会」

- ・1週間にあった問題事象や気に掛かることを報告し、全職員で内容や対応の共通理解を図る。

8 「いじめ」を発見した場合の子どもに対する指導

(1) 「いじめ」解消への対応

いじめ問題が生じたときは、即時にいじめ対策委員会または拡大いじめ対策委員会を行い、問題解決に向けた具体的方策を検討する。詳細な事実確認を行い、適切な指導や支援を行う。

○いじめられた児童には、安全・安心を最優先し「あなたを絶対に守る」というメッセージを送る。

そして、心の痛みを共感的に理解することに努め、迅速に問題解決への対応を図る。さらに、いじめ解消に向けた継続指導と見守り、児童のよさを認め自信をもたせるような支援を行う。いじめの解消の判断は、加害行為が相当期間なく(3か月を目安とする)、被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められなければならない。

○いじめた児童には、「いじめは絶対に許されない行為である」という立場のもと、自分の行為の重大さに気付かせる指導を行う。その背景にあるものには共感しつつも、被害児童の立場を十分に考えさせ、今後どのような心構えで生活し、努力すべきかをつかませる指導を行う。

○周囲の児童に対しては、「いじめの黙認は、いじめに加担することであり、許されないことである」ことを、道徳の授業や学級活動等を通して理解させる。いじめられた児童の心の痛みに気付かせるとともに、一人一人の子どもが正義と勇気を持ち、自分の意思で行動すること、大人に相談することの大切さをしっかりと認識させる。

○全職員の共通理解のもと、保護者の協力、必要に応じてスクールカウンセラーや教育相談センター等の関係機関とも連携を取りながら対応を行う。

(2) 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じる疑いがあると認められる事案については、教育委員会に報告するとともに、本基本方針および「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」により速やかに対応を協議し、適切に対応する。いじめを受けた児童の心身の安全・安定の確保を最優先に取り組むとともに、事実を解明し、いじめを受けた児童・行った児童のいずれにも、その心情に寄り添った指導を行う。

※自殺につながる可能性がある場合の対応

いじめが自殺という最悪のケースに至ることを絶対に防がなければならない。自傷行為や「死にたい」などのつぶやきがあった場合、教育委員会に報告するとともに、迅速かつ適切に対応する。また、児童に対して自尊感情を高めるとともに、命の大切さや生きる希望を伝える。

9 家庭・地域及び関係機関との連携の充実

(1) 日頃から保護者との連絡を密にし、いじめに対する相談が気軽に行えるように、信頼関係を深める。また、保護者からの連絡に対しては、迅速かつ丁寧に対応を図る。

(2) 学校だより、いじめ対応ガイドブック(2025年12月)などを活用して、いじめについて啓発する内容や学校の取組等を知らせ、保護者や地域に理解と協力を得る。